

Title	〔下級審民訴事例研究 二五〕 アメリカの裁判所が、日本の会社に対し、商品売買に関する債務不履行を理由に損害賠償を命じた外国判決について、民訴法二〇〇条一号の要件を具備していないとして、執行判決請求を棄却した事例
Sub Title	
Author	山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.5 (1993. 5) ,p.157- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930528-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 二五〕

25 アメリカの裁判所が、日本の会社に対し、商品売買に関する債務不履行を理由に損害賠償を命じた外国判決について、民訴法二〇〇条一号の要件を具備していないとして、執行判決請求を棄却した事例

大阪高裁平成四年二月二十五日判決（平成三年（ネ）八二〇号外国裁判所判決の執行判決請求控訴事件、判例タイムズ七八三号二四八頁）

〔事実〕

X（原告・控訴人・米合衆国ミネソタ州法人）は、Y（被告・被控訴人・日本法人）から、継続的にナイロン皮膜を購入していた。ところが、昭和六二年に右売買の目的物件であるナイロン皮膜に瑕疵があったとして、ミネソタ州地方裁判所に損害賠償の訴を提起した。Yは、X—Y間の売買契約には、日本における仲裁条項が含まれているため、ミネソタ州地方裁判所には国際裁判管轄がない旨を示した書面を、同裁判所に送付したが、審理には出席しなかった。ミネソタ州では弁護士強制手続が採られているため、Yの書面は無視されて、昭和六三年四月には、X勝訴の欠席判決が下された。Xはこの判決の我国での執行を

求めて、大阪地方裁判所に執行判決請求訴訟を提起した。これに対して、Yは、民事訴訟法二〇〇条一号に関して、日本における仲裁に付する旨の合意が存在したこと、及び、売買契約の転化した損害賠償請求訴訟の義務履行地は、賠償義務の履行地ではないため、ミネソタ州は義務履行地に該たらないこと等を主張して、ミネソタ州の国際裁判管轄権を争った。原審（大阪地裁・平成三年三月二十五日判決・判例時報一四〇八号一〇〇頁）は、「……単に契約の本来の目的たる債務が転化した債務不履行による損害賠償義務の履行地にすぎない場合の債権者の住所は、それが契約上の特約により明示されているなどの場合は格別であるが、さもない場合は同地に国際裁判管轄権を認

めると当事者間の公平を失することになるので、……同地に国際裁判管轄権ありとすることはできない。」として、Xの請求を棄却した。これを不服として、Xが控訴したのが本件である。

【判旨】

本判決はこれに応えて、「……民訴法二〇〇条所定の『法令又ハ条約ニヨリ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セザ(ママ)ルコト』とは、当該外国の裁判所が、わが国の国際民法の原則からみて、その事件につき、国際裁判管轄権を有すると積極的に認められることを要すると解すべきところ、わが国においては、現在、明文の国際民法規はないので、わが国の国際裁判管轄権は条理としての国際民法によってこれを定める外はない。そして、民事・商事の渉外的な要素を含む紛争解決についての土地管轄に関する国際裁判管轄権は、各国が協力して裁判機能を分担するための国際的規模の土地管轄の問題であるから、係争物の所在地、証拠収集の便宜、当事者の住所地、その他生活または経済活動の拠点となっている地等を勘案した上、裁判の適正、他国間に所在する両当事者の実質的公平、訴訟処理の迅速、能率化等の諸点を総合的に勘案し、条理に照らして、その国際裁判管轄権を決すべきところ、この観点からすれば、わが民訴法二条(被告の住所地)、同法四条一項前段(法人等の主たる事務所または営業所の所在地)は、管轄の規定によって保護された被告の利益、すなわち、民事訴訟は、原則として、原告が被告の關係する土地に赴いて提起すべきであるとの被告の利益を

不当に害しないから、国際裁判管轄の基準となるが、同法二条二項(被告の居所・最後の住所)、同法五条(義務履行地)等の規定は、右被告の利益を不当に害することになるから、これを制限的に解すべきである。……被告の本訴請求は、……民訴法二〇〇条一号所定の要件を欠如するので、失当であり、これを棄却すべきものである。これと同旨の原判決は正当であり、本件控訴は、理由がない……」として、Yの控訴を棄却した。

【評釈】

判旨には若干の疑問がある。

一 本判決は、外国判決の承認の一要件である、いわゆる間接管轄に関するものである。判旨は、これを定める民訴法二〇〇条一号の「法令又ハ条約ニヨリ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト」という規定を、我國の国際民法の原則からみて、判決を下した外国裁判所がその事件につき、国際裁判管轄権を有していたと積極的に認められることを要する意味であると理解する。その上で、裁判の適正、他国間に所在する両当事者の実質的公平、訴訟処理の迅速、能率化等の諸点を総合的に勘案し、条理に照らして、この国際裁判管轄の存否を決すべきであるとする。判旨はさらに、管轄の規定を、原則として、原告が被告の關係する土地に赴いて提起すべきであるという意味で、被告の利益を保護するためのものであると理解して、被告の住所地(民事訴訟法二条)、法人等の主たる事務所または営業所の所在地(同法四条一項前段)は、この利益保護に合致するため、

国際裁判管轄の基準となるが、義務履行地（同法五条）を理由とする管轄は、被告の利益を不当に害することになるから、これを制限的に解すべきであるとする。

下級審の裁判例ではあるが、本件と同様に、義務履行地を理由とする間接管轄が争われた事例がある（東京地裁・昭和四七年五月二日判決・下民集二三巻五〇八号二二四頁）。この事例は、原告（弘法人）が、被告（日本人）から購入した、衛生用品の瑕疵を理由として、パリ商事裁判所に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起したが、同裁判所は、原告の主張を認め、約二五万フランの支払いを命ずる判決を下し、原告が右判決に基づいて、我国の裁判所に執行判決を求めたというものである。この請求に対して判旨は、直接管轄と間接管轄の決定の準則が、同一のものであるという理解を示した上で、義務の履行地を、国際裁判管轄の存在を肯定するための理由とはできないとする点で、本件の判旨（及び本件の原審の判旨）とほぼ一致すると考えられる。その他には、義務の履行地を理由とする間接管轄に関する判断を下した裁判例は見当たらない。したがって、下級審の裁判例では、間接管轄について、義務の履行地を、国際裁判管轄の存在を肯定するための理由とはできないとしていると思われる。

他方、こうした義務の履行地を国際裁判管轄を肯定するための理由とすることができないとする、間接管轄に関連する裁判例に対して、直接管轄に関する裁判例は、若干異なった傾向を

有している。この、直接管轄に関連して義務履行地を理由とする国際裁判管轄が、判断された裁判例には、イ、東京地裁・昭和四四年六月一日判決（下民集一〇巻六号二二〇四頁）、ロ、東京地裁・昭和四二年一〇月一七日判決（下民集一八巻九一〇号一〇〇二頁）、ハ、東京地裁・昭和四五年三月二七日判決（判例時報五九八号七五頁）、ニ、東京地裁・昭和五六年一月二七日中間判決（判例タイムズ四六〇号二一八頁）、ホ、東京地裁・昭和五九年二月一五日判決（判例タイムズ二五号一三二頁）、ヘ、東京地裁・昭和六一年六月二〇日判決（判例タイムズ六〇四号一三八頁）、ト、東京地裁・昭和六二年六月一日判決（金融商事七九〇号三三頁）、チ、東京地裁・昭和六二年一〇月二三日中間判決（判例時報一二六一号四八頁）、リ、東京地裁・平成元年八月二八日判決（判例タイムズ七一〇号二四九頁）、ス、東京地裁・平成元年一月一四日判決（判例時報一三六二号七四頁）がある。

これらの裁判例は、「義務履行地」にいわゆる「義務」の性質により、契約債務の履行地に関するもの、契約関係から派生して生じる債務の不履行に基づく損害賠償義務の履行地に関するもの、契約以外の債務（主として不法行為）に関するものに、分別することができる。そうして、契約債務の履行地に関しては、ほぼ一致して、その契約の履行地（義務履行地）に、国際裁判管轄を認めている。実際には、契約債務の履行地に関して明示または黙示の合意がある場合に、その合意された履行地に

国際裁判管轄を認めた事例として、事例ニ、チがある。また、契約内容から一義的に履行地が定まる場合にも、その地に国際裁判管轄を認めた事例としては、明瞭ではないが事例ヌが、これに該当すると思われる。尚、我国に国際裁判管轄を結論的には認めなかった事例ではあるが、履行地の合意がなかった場合には、準拠法によりこれを決定するという態度を示すのがイ事例である。

次に、契約関係から派生して生じる債務の不履行に基づく損害賠償義務の履行地に関しても、国際裁判管轄を認める可能性があることを判示している。実際には、この管轄を発生させる原因となる義務履行地が、当該法律関係の準拠法により決定されるという立場にたつ。このため、事例ロでは、香港法が準拠法となり、債権者の住所地が履行地となることから、我国が履行地であるとされて、我国の国際裁判管轄が肯定された。また、事例ハでも、債務不履行に基づく損害賠償義務の履行地を理由とする国際裁判管轄が、認められるとされている。ただし、準拠法とされた仏法が、債務者の住所地を履行地と定めていることから、我国の国内には履行地が認められず、そのために、我国の国際裁判管轄が否定された。

最後に、契約以外の債務に関しては、事例ホ、ヘ、ト、リにおいて、結論的には、義務履行地に国際裁判管轄が認められていない。これら四事例のいずれにおいても、適用されるべき準拠法は探られていない。むしろ、唐突に民法四八四条が示され

て、持参債務原則によって、履行地を決定し国際裁判管轄を認めることが不合理であると指摘されている。これは、契約債務の場合にとられた準拠法によって履行地を決定する裁判例の態度とは、若干異なるように思われる。

ともあれ、本件と同様に、契約関係から派生して生じる債務の不履行に基づく損害賠償義務の履行地に関しては、国際裁判管轄を積極的に認めるというのが、直接管轄についての裁判例（事例ロ、ハ）のように思われる。

二とところで、本件判旨が、判示しているように、外国判決の承認の要件を定める民事訴訟法二〇〇条一号を、「我国からみて当該判決国に管轄権があったこと」と解釈することは、端的には、直接管轄と間接管轄が同一の決定準則によることを意味する。にも拘わらず、直接管轄について示された従来の裁判例は、債務不履行に基づく損害賠償請求に関しては、義務履行地を理由とする国際裁判管轄が肯定されていた。他方、本件判旨では、債務不履行に基づく損害賠償請求に関しては、義務履行地を理由とする国際裁判管轄が否定されている。このような結論の相違は、直接管轄と間接管轄の決定準則が、同一の原則の表裏であるという前提と矛盾しており、その点で判旨には首肯しがたい。

さらに、民事訴訟法二〇〇条一号は、文言上は、外国の裁判所の裁判権を否定していないことを承認のための要件としている。この規定を文言とおりに解釈すれば、当該判決国の裁判権

が積極的に否定される場合を除いては、承認の要件を充たすという意味で理解することも可能である。このような理解と、「判決国に管轄権があったこと」を要件とする、すなわち、積極的に管轄権があった場合にのみ承認を許すという解釈との間には大きな隔たりがある。

ひらたくいえば、ある特定の事実の存在（又は不存在）によって、その事実の存在（又は不存在）が認められなければそのままの状態であった生活関係（いわば、原則的な状態）が、これと異なる生活関係（いわば例外的な状態）に変容する場合に、その変容をのぞむ者が、この特定の事実の存在（又は不存在）についての举证責任を負う。したがって、何を原則とし、何を例外とするかによって、举证責任の分配は逆転する。

当該判決国の裁判権が積極的に否定される場合を除いては、承認の要件を充たすという理解を採ることは、原則として外国判決は承認されるべきであるという姿勢を認めることを意味する。したがって、原則は（外国判決の）承認、例外的に不承認ということになるから、間接管轄の不存在についての举证責任を、被告が負うことになる。他方、積極的に管轄権があった場合にのみ承認を許すという理解を採ることは、例外的に外国判決が承認されるときがあるという姿勢を認めることを意味する。したがって、原則は不承認、例外的に承認ということになるから、間接管轄の存在についての举证責任を、原告が負うことになる。その当否はしばらく措くとして、このような相違がある点

を考慮すると、本件の判旨のように、外国判決の承認について、民事訴訟法二〇〇条一号を、その文言から離れて、ことさらに原則と例外の逆転を図らなければならない、積極的な理由は見当たらない。したがって、直接管轄と間接管轄は、同一の決定準則の表裏であるとする判旨には、疑問をもたざるを得ない。⁽³⁾

三 判旨の、右のような疑問点をしばらく措いて、間接管轄に固有の問題として、義務履行地の国際裁判管轄の適否を検討してみる。

義務の履行地に国際裁判管轄が認められるとする点での学説の争いはない。さらに、この「義務の履行地」にいわゆる「義務」が、契約に関連する債務に限られるとするのが通説である。⁽⁴⁾とはいえ、通説は、この契約から生じる債務を、契約本来の義務に限定する説と、債務不履行に基づく損害賠償義務などの契約関係から派生する義務を含む説⁽⁵⁾とに分化する。⁽⁶⁾

通説は、契約債務の履行地にのみ国際裁判管轄を認める根拠として、そこに国際裁判管轄を認めても被告にとっての予測可能性が損なわれない点を挙げる。⁽⁷⁾このように、管轄の存否の判断のための根拠が、専ら手続的な観点から説明されるのは、通説が、国際裁判管轄の決定について、これを国際民事訴訟法に固有の問題であるとしているためである。⁽⁸⁾ここでは、実体法上の履行地の意味は後退し、訴訟を進行する場所として適切か否かという基準（具体的には公平、適正、迅速など）に基づき、いわば手続法として純化された判断基準が採用される。

しかし、もともと訴訟は実体権の実現のための一手続である。実体権の行使の態様を越えて、これと無関係に訴訟が係属することは無意味である。したがって、国際裁判管轄が国際民事訴訟法により決定されるとしても、それは、通説の理解のように手続的な観点だけが重視されるものではない。むしろ、国際民事訴訟法もまた、(渉外的な要素を含む)実体権の行使に奉仕するものにすぎない。その意味で、場合によっては手続的な要請が後退することもありうるように思われる。

ところで、義務履行地は、そこでの履行を請求することができる場所でもあると、実体法上は評価しうる。したがって、実体権の行使の態様を前提にする限り、その実体権の行使が許される場所(すなわち履行地)に、国際裁判管轄が認められるのは、当然といべきである。義務履行地を理由とする国際裁判管轄の発生が、このように理解されるならば、その管轄原因事実も、専ら実体法上の観点から、構成されることになる。そうして、実体法上の意味として、契約債務の履行地とそれ以外の義務履行地との間には、何等異なる所はない。したがって、国際裁判管轄の発生原因として、契約債務の履行地とそれ以外の義務履行地とを区別する必然性はない。以上のような理由から、義務の履行を伴う実体権のすべてについて、その義務履行地に、国際裁判管轄が発生する可能性を、認めるべきである。したがって、義務履行地の国際裁判管轄を制限的に解すべきであるとする本件判旨の態度には疑問が残る。

四 なお、本判決は、仲裁条項の存在に言及して、原告と被告は本件契約に基づく紛争を仲裁により日本において解決することを予定していたことが認められるとして、「Yの妨訴抗弁により、裁判によって紛争の解決を求めることはできないのである。この点からも、我国の国際民事訴訟法の原則からみて、本件につきミネソタ地裁が、国際裁判管轄権を有していたものとは認め難い。……ミネソタ地裁は、弁護士強制制度をとるミネソタ地裁の規則により、被控訴人本人の提出した右妨訴抗弁を取り上げなかったことが認められるから、弁護士強制制度をとらない条理に基づくわが国の国際民事訴訟法に照らし、右仲裁契約の存在を理由に、ミネソタ地裁の国際裁判管轄権を否定することは許されるものと解すべきである。」と判示する。しかし、弁護士強制制度自体は、例のない制度ではない。したがって、とりたてて不当な制度とはいえない。むしろ、手続は法廷地法に従うのが原則であり、被控訴人は、ミネソタ州の手続に則って訴訟活動をするべきであった。したがって、弁護士強制制度を、ミネソタ州が採用し、我国が採用していないことのみをして、ミネソタ州の管轄を否定することは不当である。本判決の論理をすすめれば、我国と異なる訴訟手続を有する国の国際裁判管轄は、すべて肯定されないことになる危険もある。

あるいは、本判決を、被告に十分な防御の機会が与えられていなかったことを理由に、ミネソタ州の国際裁判管轄を否定していることと評価することもできないわけではない。その場合の問

題は、仲裁条項の存在を主張する書面を提出したにも拘わらず、これが採用されずに、欠席判決が下されたという点にある。しかし、こうした個別的な手続保障の問題を、外国判決の承認拒否の事由とすることには、疑問がある。(10) この欠席判決を是正する手段が、整っている以上、本判決のように国際裁判管轄を否定するほどの事情とは考えられない。

五 以上のような理由から、本判決には、直接管轄と間接管轄の關係の理解に関する点、義務履行地の国際裁判管轄に関する点、外国の訴訟手続の相違に基づく承認の拒否に関する点について、疑問があると言わざるを得ない。

(1) 尚、これらの裁判例の概観については、拙稿「裁判例に見る民訴五条と国際裁判管轄」杏林社会科学研究九巻二号五九頁以下参照。

(2) 松岡・判例評論三八一号四三頁。

(3) 尚、この点に関しては、拙稿「間接管轄に関する若干の考察」杏林社会科学研究三巻二号一〇頁以下参照。

(4) 池原「国際裁判管轄」新・実務民事訴訟講座VII二六頁、高橋「国際裁判管轄」国際民事訴訟法の理論六〇頁、松岡「国際裁判管轄」現代契約法体系IX二八一頁、道垣内「涉外判例研究」ジュリス ト八四三号一三五頁。

(5) 池原・前掲二七頁、桜田・判例評論三五七号三九頁。

(6) 松岡・前掲論文二八二頁。

(7) 松岡・前掲論文二八二頁は、さらに証人尋問、証拠調などの採証に適切である点を挙げ、桜田・前掲一九三頁は、さらに、履行地の判決であるため、その判決の実効性が高い点を指摘する。なお横

山「涉外判例研究」ジュリスト七八三号一二九頁は、採証に関する点については疑問を示す。

(8) 特に義務履行地の国際裁判管轄に関して、池原・前掲二七頁、澤木「涉外判例研究」ジュリスト五一六号一五九頁、同・「重要判例解説」ジュリスト四八二号二二二頁、岡野「涉外判例研究」ジュリスト九二六号一一八頁、道垣内「時の判例」ジュリスト八六七号七〇頁、平塚「重要判例解説」ジュリスト八三八号二八九頁、横山・前掲一二九頁。

(9) 実体権と義務履行地の管轄の関連を、契約債務に限ってではあるが示唆する学説として、林脇「涉外判例研究」ジュリスト四七一号一五五頁、尚、中野「重要判例解説」ジュリスト九八〇号二六四頁は、契約債務に限るか否かは必ずしも明確ではない。

(10) 尚、この点に関しては、拙稿「いわゆる手続公序に関する一試論」法学研究五九巻一〇号六六頁以下参照。

山田 恒久